

Dreamin'社労士事務所
株式会社ほけん夢工房
事務所だより

2024

11



ミレー「落穂拾い」

☪ MENU ☪

- メイン TOPICS 「 就業規則と賃金規定のご相談が増えています 」
- 9月のTOP-TOPICS 「 最低賃金 10/1 から変わります。大阪は1,114 円に 」
- 情報 TOPICS 「 石川県の大雨で被災された皆様にお見舞い申し上げます 」
- 最高裁判例 「 管理監督者にまつわる有名な判例をご紹介します 」
- 事務所スタッフの近況ニュース
- いつかは行ってみたい世界遺産 「 ケルン大聖堂（ドイツ） 」

●メイン TOPICS 「 就業規則と賃金規定のご相談が増えています 」

【弊社・弊所へのご相談内容 TOP5】

- ① リスク管理のムリ・ムダ・モレがないか確認してほしい
- ② 最近の法改正や労働問題に対応した就業規則や賃金規定になっているか確認してほしい
- ③ 自社に該当する助成金について教えて欲しい
- ④ 勤怠管理や給与計算など、正しく出来ているか見てほしい
- ⑤ 各種制度設計（人事制度・賃金制度など）についてのご相談

●最近では未払残業代請求や不当解雇、各種ハラスメントや企業の安全配慮義務違反など、専門的な知識を持った従業員の方も増えてきています。企業としても従業員と良好な関係を築いていく一方で、会社を守るために備えもしっかりしておきたいものです。

- ① 服務規律 SNS 等への機密情報の漏洩や会社の誹謗中傷等の書き込みは禁止されていますか？
- ② ハラスメント 対応マニュアルや相談窓口など規定され、運用出来る仕組みになっていますか？
- ③ 年次有給休暇 5日の時季指定は規定されていますか？ 短時間労働者も規定されていますか？
- ④ 休職 会社主導で休職が出来る規定になっていますか？ また期間は適切ですか？
- ⑤ 懲戒事由 具体的に規定されていますか？
- ⑥ ●●による 賃金規定による・退職金規定による等 ちゃんと規定がありますか？

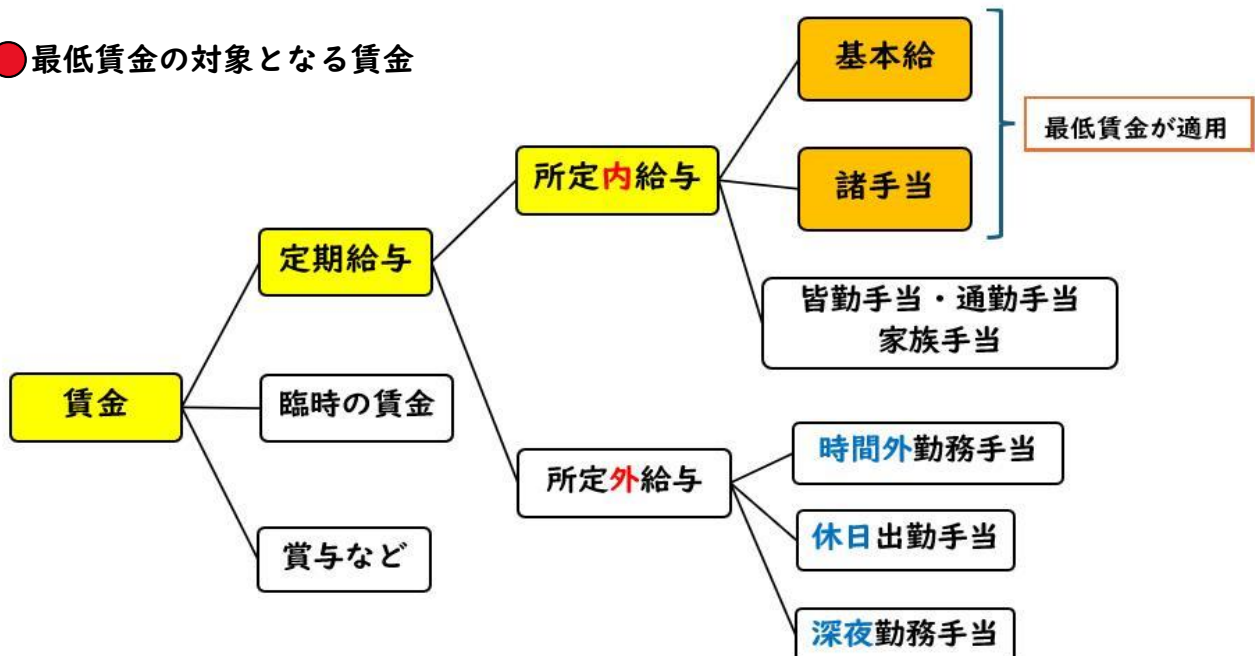
一例を上げさせて頂きましたが、労働法は毎年法改正されますし、**年一回**はご確認をお勧めします。

●9月の TOP-TOPICS 「 最低賃金 10/1 から変わります。大阪は 1,114 円に 」

●大阪は 10月1日 から 1,064 円 → **1,114 円** の 50 円アップとなります。

月給		1ヶ月の平均所定労働時間	時間額	最低賃金額（時間額）
円	÷	時間	円	≧ 1,114 円

●最低賃金の対象となる賃金



●情報 TOPICS 「石川県の大雨で被災された皆様にお見舞い申し上げます」

・いつも事務所だよりをご覧いただきましてありがとうございます。

「事務所だより」は月に1回の発行ですが、最近は「Dreamin' 社労士事務所ホームページ」を土・日曜日以外ほぼ毎日更新させて頂いております。お役に立つ内容かはわかりませんが、ぜひ一度ご覧いただけると幸いです。ネットからは、リンクを貼っておりますので、クリック頂くと記事のページに繋がります。

【9月の内容】●事務所だより「10月号」を発行いたしました●ビジネス用語 よく使われる言葉166●働きアリの法則とパレートの法則●今さら聞けない？ SaaSについて●総務省統計局の統計データ活用されていますか？●弊所は「製造業」専門の社労士事務所として、問題解決に全力を尽くします●令和6年版「労働経済の分析」が発表されました●社労士報酬規程（令和6年度）を更新いたしました●令和6年 民間主要企業「夏季一時金」受結状況が発表されました●賞与Part2 中小企業・公務員・海外の賞与事情●地球の誕生から現在までの「地球カレンダー」●国家予算について 平成元年から令和6年まで 36年間のデータ●国家予算part2 歳入と歳出・海外の国家予算など●最低賃金 10/1から変わります 大阪は1,064円→1,114円に●大阪労働局による「製造業」労働災害防止研修会 & 80件の事故事例●アメリカ合衆国の成り立ちと50州について●アメリカと日本の文化 100の違い●令和5年度「若年者雇用実態調査」が発表されました●若年者雇用実態調査 Part2「個人調査」●核保有国9か国と、各国の軍事力と軍事費の推移●石破政権発足 岸田政権と比較してみました

・Dreamin' 社労士事務所ホームページ <https://dreamin-sr.com>

・弊社・弊所は保険代理店・社労士事務所です。災害に見舞われた皆様の無料相談を受付しております。保険の事・社会保険や労働保険の事など、お役に立てることがありましたらお気軽にご相談下さい。

●最高裁判例 「管理監督者にまつわる有名な判例をご紹介」

・最近では少なくなりましたが、以前は名ばかり管理職や店長などと称し、実態を伴っていないのに管理監督者として扱い、残業代支払いの対象外とする事例が数多くありました。

●管理監督者とは・・・法令上は明確な定義はありませんが、経営者との一体的な立場において、

- ① 重要な職務と権限を付与されていること
- ② 労働時間等の規制になじまないような立場にあること
- ③ 賃金等の待遇面において一般労働者に対し優遇措置が取られていること

上記①～③が判断基準となります。

●【管理監督者に関連する主な裁判例】

日本マクドナルド事件 東京地判 平成20年1月28日

マクドナルドの直営店で働く店長が、法定労働時間を超える時間外労働が行われていたにも関わらず管理監督者として扱われ残業代の対象とならなかったことに対して、店長職は管理監督者に当たらないとして、未払いの割増賃金の支払い等を求めて訴えを提起した。

判決：上記の①～③の要件に該当しないとして、24か月分：503万4985円+利子の支払命令

裁判例結果詳細 [全文](#) 判決により、日本マクドナルドの就業規則には、勤務シフトが4種類から約200種類に増やされました。

● 事務所スタッフの近況ニュース

- ・名画と世界遺産の写真ですが、商用利用可能の商材を購入しておりますのでご安心下さい。
- ・今年の5月より、人事の事を学ぶために学校に通っています。といってもオンライン授業ですが。育成・評価・採用・定量・等級異動・報酬・法務・心理学など毎回3.5時間 Zoomでの講義です。大人になってから 学生時代より勉強しており、学生時代にもっと勉強しておけば良かったと後悔しますが、その時はクラブ活動や友達と遊ぶことに夢中なんですよ。バランス取れている方を尊敬します。

● いつかは行ってみたい世界遺産 「ケルン大聖堂（ドイツ）」



- ・世界遺産登録：1996年 分類：文化遺産 完成までに632年費やした、ドイツが誇るゴシック建築の最高傑作。イエスの誕生時に星に導かれ、幼子のイエスを拝んだとされる東方三博士の聖遺物が納められています。日本→フランクフルトまで12時間。そこから電車でケルン中央駅まで1時間。



株式会社
ほけん 夢工房

Dreamin' 社労士事務所

〒579-8022 東大阪市山手町 15-17-105

☎ 072-970-6825

☎ 06-6616-8150

✉ info@h-yumekobo.co.jp

✉ info@dreamin-sr.com

🌐 <https://h-yumekobo.co.jp>

🌐 <https://dreamin-sr.com>

